

重要事項説明書（介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援）

1 事業所の概要

事業所名	桜井市地域包括支援センターきぼう
事業者指定番号	奈良県 第 2900600012 号
所在地 連絡先	〒633-0054 奈良県桜井市阿部 323 番地 電話番号 0744-46-1023 FAX 番号 0744-46-1024
管理者	土屋 千南美
サービス提供地域	桜井市のうち桜井西中学校区

2 事業所の職員体制等

職 種	主たる業務	人 員
管理者	事業所全体の業務管理	1 名（兼務）
主任介護支援専門員	介護予防給付ケアマネジメント	1 名以上
保健師等	対象者の実態調査・把握	1 名以上
社会福祉士	地域高齢者の相談支援・権利擁護業務	1 名以上

3 サービス提供時間

月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

土曜日、日曜日、休祭日は休みです。（電話対応可）

（注）年末年始（12/29 から 1/3）及び済生会創立記念日（5/30）は「休日」の扱いとなります。

4 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の内容

- ① 介護予防サービス計画の作成
- ② 介護予防サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要支援認定申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

上に掲げた①～⑦の内容は介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の一連業務として介護保険対象となるものです。①～⑦の業務の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができます。

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

計画作成担当者が居宅等に訪問する頻度の目安は 3 か月に 1 回以上。ただし、日常生活を支援す

る上で、解決すべき課題の把握、介護予防サービス計画作成後における計画実施状況の把握、介護予防サービスの評価及び連絡調整等、ご利用者の承諾を得て必要に応じ随時訪問、面接、電話などをいたします。

6 利用者負担金

介護予防支援	介護予防サービス計画作成に関わる費用（月額 4,512 円・初回加算 1 回 3,063 円・委託連携加算 1 回 3,063 円）は介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護サービス計画を受けることについて、予め市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。（その際、料金支払い時に事業者が発行するサービス提供証明書、領収書を、後日桜井市役所の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。）
原則的な介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメント A）	ケアマネジメント作成に係わる費用（月額 4,512 円・初回加算 1 回 3,063 円・委託連携加算 1 回 3,063 円）は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、予め市に届けていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。（その際、料金支払い時に事業者が発行するサービス提供証明書、領収書を、後日桜井市役所の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。）
初回のみ介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメント C）	ケアマネジメント作成に係わる費用（1 回 4,512 円・初回加算 1 回 3,063 円）は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、予め市に届けていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。（その際、料金支払い時に事業者が発行するサービス提供証明書、領収書を、後日桜井市役所の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。）
その他の費用	職員・介護支援専門員がサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合にはその交通費（実費）の支払が必要となる場合があります。
利用料金の変更	今後、介護報酬または桜井市が定める基準の改定があった場合、変更された額にあわせてご利用者様の利用料金は変更します。その内容について文書で通知します。

7 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業所の担当職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、事業者は、担当職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。なお、居宅介護支援事業者に対し介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する場合においても同様に秘密の保持を行います。</p>
<p>(2) 個人情報の保護について</p>	<p>事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いることはありません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いることはありません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。また、居宅介護支援事業者に対し介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する場合においても同様に個人情報の保護を行います。</p>

9 事故発生時の対応について

当センターご利用者に対して行う介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当センターがご利用者に対して行った介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

【センターの窓口】 桜井市地域包括支援センター きぼう	所在地 奈良県桜井市阿部 323 番地 管理者 土屋 千南美 電話番号 0744-46-1023 FAX 番号 0744-46-1024 利用時間 平日 月曜日から金曜日 8:30 から 17:15
【市町村の窓口】 桜井市役所 高齢福祉課	所在地 奈良県桜井市粟殿 432-1 電話番号 0744-42-9111 (代表) FAX 番号 0745-42-2656 (代表) 対応時間 平日 月曜日から金曜日 8:30 から 17:15
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合 会 電算介護課	所在地 橿原市大久保町 302-1 電話番号 0744-29-8326 フリーダイヤル 0120-21-6899 FAX 番号 0744-21-6822 利用時間 平日月曜日から金曜日 9:00 から 17:00

1.1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会
代表者名	吉井 尚
所在地	奈良県桜井市阿部 323 番地